

冬の Digi 田甲子園実施要綱

〔令和4年12月22日
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

1 冬の Digi 田甲子園の目的

冬の Digi 田甲子園は、デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながる特に優れた取組等を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、デジタル田園都市国家構想を推進することを目的とする。

2 表彰の対象

デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながる取組を行う企業や団体その他の民間の主体

3 表彰者

内閣総理大臣

4 被表彰者の決定

内閣総理大臣は、国民によるインターネット投票結果及び選考委員会の意見を踏まえ、被表彰者を決定する。

5 実施の事務

実施に関する事務は、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局において行う。

6 専決処理

実施に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、冬の Digi 田甲子園の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

この実施要綱は、令和4年12月22日から施行する。